

## 消費者のための新たな制度の創設を求める意見書

全国の消費生活相談件数は、平成22年度で約89万件と依然として高い水準が続いています。これらの消費者被害は少額から高額のものまであり、高齢者と若年者に被害が多発する傾向にあります。

一方で、現在の訴訟制度の利用には相応の費用と労力を要することから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難な状況にあります。

そこで、平成23年8月に、消費者委員会に設置の集団的消費者被害救済制度専門調査会において、消費者のための新たな訴訟制度が報告書として取りまとめられ、現在消費者庁において、報告書を踏まえた法案準備が進められているところです。

この制度案では、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定するとともに、訴訟手続を二段階に区分し、一段階目の訴訟で事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し、簡易な手続で被害額を確定の上、被害回復を図るという仕組みとしています。また、対象事案も、事業者が紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定することとするなど、事業者に対しても配慮した制度設計となっています。

このことにより、現行の訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権が認められていないことから、被害救済には必ずしも結び付かないという課題の解消を図るとともに、費用・労力の面で、被害者の負担軽減にも大きく寄与するものであるとして、早期の制度創設が求められているところであります。

については、国におかれては、消費者のための新たな訴訟制度の創設に関し、現在開催されている通常国会において早期にその創設を図られ、合わせて同制度の実効性を確保する観点から、手続追行主体となる特定適格消費者団体への必要な支援を具体化することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出議員 祐野 恵、福島 和人、進藤 裕之、坪内 正人、  
富岡 浩史、八木 浩、浜野 利夫、大畑 京子

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
消費者及び食品安全担当大臣